

電子自治体に向けて 11月から

電子申請が33業務で利用できます

自宅で手続き、
とっても
便利ね！



国が目指している「電子自治体の実現」。その序章となる「電子申請」がいよいよ狭山市でも始まりました。現在、県内71団体のうち、川越市や所沢市など35団体では、サービスを開始しています。市では、県と県内市町村が共同で開発運営を進めてきた「埼玉県市町村申請・届出サービス」を利用することで、費用を抑えながら、電子自治体を実現するための「第一歩」を踏み出します。

電子申請によって行政手続きも可能となり、市民皆さんにとって、これまで以上に、身近で便利なオンラインサービスを目指していきます。今月は、狭山市で利用できる電子申請の概要をお知らせします。

「電子申請」って？

電子申請とは、インターネットを利用して、住民票の写しの請求や水道の使用開始届けなどができるサービスです。インターネットを利用したサービスは、公共施設の予約や図書館の貸出予約など、すでに利用できるサービスもありませんが、これまで、申請や届出などの手続きは、市役所などの窓口で行う必要がありました。しかし、インターネットを経由する電子申請を利用すれば、自宅や職場のパソコンから原則として24時間・365日、いつでも手続きが可能とな

ります。市では、11月から、33の手続きがインターネットで行えるようになります。

なお、データの盗聴や改ざんなどの防止をはじめ、ウイルス対策など、万全のセキュリティ対策のもとで運用しますので、安心して利用していただけます。

どんなことができるの？

【申請】

住民票の写し請求 犬の新規登録・狂犬病予防注射済票交付申請 住民税課税所得・非課税証明交付申請 国民健康保険の高額療養費支給申請 要介護・要支援更新認定申請

【手続き】

乳幼児医療費支給申請など
妊娠届 犬の死亡届 一般家庭粗大ごみ収集の申込 水道使用開始届 水道使用中止届 給与支払報告(総括表) 国民健康保険加入・喪失届 児童手当現況届など

利用に必要なものは？

インターネットに接続したパソコン
電子申請は、インターネットを利用して行う手続きです。狭山市公式ホームページから申請画面に進み、手続きを行います。

Eメールアドレス
申請の際に必要です。ただし、携

申

請

の

流

れ

自宅や外出先からインターネットに接続したパソコンを使って、電子申請を行います(発行された整理番号とパスワードは必ず控えておいてください)

担当課から仮受付した旨のメールが届きます(インターネット上からご自身の手続きの処理状況をいつでも確認できます)

処理が完了したことをお知らせするメールが届きます(手続きのみはここで完了。証明書の発行が必要な場合は、市役所窓口で交付を受けてください)

完了



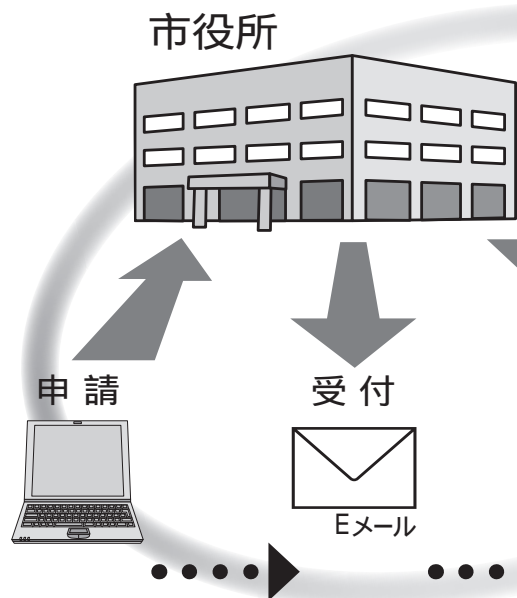
Eメール

証明書の発行が必要な場合はこのあと交付

詳しくは
担当課へ

インターネットでできる電子申請

分野	申請・手続き	電子署名	担当課
住民票など	住民票の写し請求	要	市民課 内線1033
	住民票記載事項証明請求	要	
	戸籍の附票の写し請求	要	
	印鑑登録証明書交付申請	要	
	付記転出届	要	
ペット	妊娠届	不要	生活環境課 内線3682
	犬の新規登録・狂犬病予防注射済票交付申請	不要	
	狂犬病予防注射済票交付申請	不要	
	狂犬病予防注射済票再交付申請	不要	
	犬の鑑札の再交付申請	不要	
	犬の死亡届 犬の登録事項変更申請	不要	
ごみ	一般家庭粗大ごみ収集の申込	不要	第一環境センター 2953 2831
水道	水道使用開始届	不要	水道業務課 内線2313
	水道使用中止届	不要	
税金	住民税課税・所得・非課税証明交付申請	要	市民税課 内線1091
	給与支払報告(総括表)	不要	
	給与支払報告・特別徴収に係る 給与所得者異動届	要	
	給与支払報告・転勤等による特別徴収届	要	
	軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書 (原動機付自転車・小型特殊自動車)	要	資産税課 内線1123
	軽自動車税廃車申告書兼標識返納書 (原動機付自転車・小型特殊自動車)	要	
	固定資産評価証明交付申請	要	
	納税証明交付申請	要	収税課 内線1072
国民健康保険	国民健康保険加入・喪失届	要	保険年金課 内線1053
	国民健康保険高額療養費支給申請	要	
	療養費支給申請	要	
	退職被保険者該当届	要	
介護保険	要介護・要支援更新認定申請	要	高齢介護課 内線1555
子育て	児童手当申請	要	子育て支援課 内線1536
	児童手当現況届	要	
	乳幼児医療費受給資格登録申請	要	福祉課 内線1515
	乳幼児医療費支給申請	不要	
	ひとり親家庭等医療費支給申請	不要	



携帯電話のメールアドレスは利用できません。
 公的個人認証サービスによる電子証明書とカードリーダーライター(電子署名が必要な手続きのみ)の公的個人認証サービスは、電子申請や届出などの際、セキュリティを確保するための手段で、他人によるなりすまし申請や通信途中での改ざんなどを防ぐための「電子署名」を、全国どこにいても、皆さんに提供できるサービスです。力

ードリーダーライター(読取機器)があれば、インターネットでできる申請や届出などの手続きの種類が、大きく広がります。
 公的個人認証サービスを利用するためには、ICカードに電子証明書を格納することが必要で、現在、格納できるのは「住民基本台帳カード」だけです。カードに電子証明書を格納するためには、市民課の窓口で「電子証明書発行申請書」を提出してください。書類審査と本人確認を経てか

ら、利用できるよつになります。詳しくは市民課へお問い合わせください
これからますます便利に

今回、電子申請が可能となる手続きは33業務ですが、今後、追加を予定しています。利便性の向上を図るため、また、市民皆さんにとって、さらに身近で使いやすいサービスとなるよう、さまざまな修正や改善を加えながら、可能となる手続きを増やしていきます。
 「インターネットでこんな手続きができたなら...」この部分がいづら...そんなご意見や不明な点などありましたら、ぜひ、声をお寄せください。その声を、電子申請をはじめとする、電子自治体の実現に向けて、生かしていきたいと考えます。皆さんのご理解とご協力をよろしく願います。

問合せ

電子申請・届出のシステムに関すること... 埼玉県市町村電子申請・届出サービスヘルプデスクへ

048 603 1322

住民基本台帳カード・公的個人認証サービス・電子証明書に関すること... 市民課へ

内線1033

電子申請・届出サービス全般に関すること... 情報システム課へ

内線5757